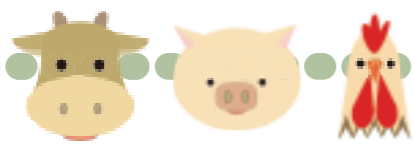


Q



18

お肉の原産地表示で、都道府県の表示ではなく国産表示のみのものがありますが、よいのでしょうか？

A

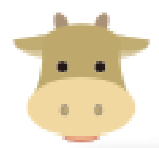
「国産」の表示だけで良いのです。「都道府県」の表示は必須ではありません。

●お肉の場合、生まれた場所・育てられた場所、処理・加工される場所が数度、県をまたいで移動することも多く、県別表示をしても意味が無いものになってしまうので、県別表示は義務になっていません。

●食肉の場合、原産地として「国産」か「外国の国名」を書くことで良いとされます。

●農産物（野菜等）では、県別の表示が必須となっています。

例えば、キャベツやレタスは、摘み取られるまで同じ土壌で育ち、近くの生産組合で生産地を明記された箱に詰めて消費地の市場に出荷されます。八百屋や食品スーパーでは、生産地で詰めた箱から出して陳列するので、県別の表示をする意味があるのです。



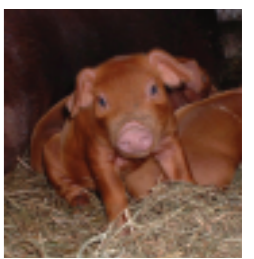
プライスカード（牛）の国産表示例



同じ畑で生産される野菜などの青果は生産地を記した箱に詰めて出荷される



●豚肉の場合は、生まれた所と、育てられる所が同じものがほとんどですが、その後の流通（枝肉加工・部分肉加工等）は牛と同様に移動します。



●鶏の場合は、卵のふ化場と飼育される場所が離れている場合が多くあります。生産・加工・処理する場所が同一企業で行われていることが多く、牛・豚に比べると移動回数は少なくなります。



●一方お肉の場合、例えば南九州で生まれた和牛は、その生産者が一定期間（10ヵ月程度のものが多い）育て、その後子牛市場でセリ落とされ、本州の各県でさらに育てられます。和牛の場合生後30ヵ月を超えて出荷されるものも多くあります。



和牛流通図

